



三重県公報

令和元年11月19日（火）

第 57 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則6-5（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
	三重県人事委員会規則12-9（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	3
	三重県人事委員会規則12-13（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	（公 共 用 地 課）	4
	同件	（ 同 ）	5
	同件	（ 同 ）	5

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to various articles of the Personnel Commission Rules, such as Article 1 (Purpose), Article 11 (Appointment Method), Article 15 (Appointment of Accounting Officers), Article 16 (Removal), Article 18 (Special Provisions for Appointment Methods), and Article 19 (Temporary Appointment).

<p>員を任命するまでの間その職を欠員にしておく ことができない緊急のとき。</p> <p>一 当該職が臨時的任用を行う日から一年以内に 廃止されることが予想される臨時の職であると き。</p> <p>三 当該職に対する採用候補者の提示の請求に対 し、人事委員会から適当な採用候補者がない旨 の通知を受けたとき又は提示された者のうち当 該採用の志望者が採用すべき者の員数（第五十 六条第一項及び第三項において「正規の提示員 数」という。）に満たない場合において、人事 委員会から他に適当な採用候補者がない旨の通 知を受けたとき。</p> <p>（条件付採用期間）</p>	<p>員を任命するまでの間その職を欠員にしておく ことができない緊急の場合</p> <p>一 当該職が臨時的任用を行う日から一年以内に 廃止されることが予想される臨時の職である場 合</p> <p>三 当該職に対する採用候補者の提示の請求に対 し、人事委員会から適当な採用候補者がない旨 の通知を受けた場合又は提示された者のうち当 該採用の志望者が採用すべき者の員数（第五十 六条第一項及び第三項において「正規の提示員 数」という。）に満たない場合において、人事 委員会から他に適当な採用候補者がない旨の通 知を受けた場合</p> <p>（条件付採用期間）</p>
<p>第二十二條 職員の採用は、その任命の日から起算 して六月間は条件付のものとする。</p>	<p>第二十二條 職員の採用は、<u>臨時的任用又は非常勤 職員の任用の場合を除き</u>、その任命の日から起算 して六月間は条件付のものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p>
<p>第二十三條 人事委員会は、<u>前条第一項の規定にか かわらず、必要があると認める場合においては、 条件付採用期間を一年に至るまで延長することが できる。</u></p>	<p>第二十三條 人事委員会は、<u>第二十二條第一項の規 定にかかわらず、必要があると認める場合におい ては、条件付採用期間を一年に至るまで延長する ことができる。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の条件付採用期間)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第二十三條の二 会計年度任用職員に対する第二十 二條第一項及び前条第二項の規定の適用について は、<u>第二十二條第一項及び前条第二項中「六月 間」とあるのは「一月間」と、同項中「九十日」 とあるのは「十五日」と、「条件付採用期間の開 始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とす る。</u></p> <p>(条件付採用期間終了の効果)</p>	<p>第二十五條 <u>前三條の規定による条件付採用期間の 終了前に、任命権者が別段の措置をしない限り、 その期間が終了した日の翌日において職員を採用 は正式のものとなる。</u></p> <p>(選考の委任)</p>
<p>第二十五條 <u>第二十二條から前条までの規定による 条件付採用期間の終了前に、任命権者が別段の措 置をしない限り、その期間が終了した日の翌日 において職員を採用は正式のものとなる。</u></p> <p>(選考の委任)</p>	<p>第二十五條 <u>前三條の規定による条件付採用期間の 終了前に、任命権者が別段の措置をしない限り、 その期間が終了した日の翌日において職員を採用 は正式のものとなる。</u></p> <p>(選考の委任)</p>
<p>第四十四條 人事委員会は、<u>会計年度任用職員その 他適当と認める職の選考について、その実施を任 命権者に委任することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十四條 人事委員会は、<u>適当と認める職の選考 について、その実施を任命権者に委任することが できる。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年三
重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される
職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第二条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の規定により本県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第二条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により本県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二二一二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第三号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二条</u>の規定により本県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第三号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二条</u>第一項の規定により本県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和元年11月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年10月5日から令和2年3月13日まで

3 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、熊野市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和元年11月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年11月5日から令和2年1月31日まで

3 作業地域

尾鷲市三木里町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和元年11月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（地区界測量）

2 作業期間

令和元年10月29日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

多気郡多気町仁田、同町相可及び同町平谷

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
